

平成30年11月市議会定例会 環境経済委員会資料

所管事項調査に関する資料

県庁舎跡地活用における県市の共通認識について

※別冊「【参考資料】平成30年11月定例県議会 総務委員会補足説明資料」あり

企画財政部

文化観光部

平成30年11月

(1) これまでの主な経過

市庁舎及び公会堂の建設場所の方針表明 (H25. 1. 25)

【公会堂について】

- 公会堂は解体し、新たな文化施設により市民の芸術文化活動の発表・鑑賞の拠点としての機能を確保する。
- なお、規模については1,000席程度のもを想定している。
- 新たな文化施設については、現市庁舎跡地での整備を念頭に考える。

「長崎市公会堂条例を廃止する条例」を議会に提案 (H26. 2) ⇒ 継続審査

「県庁舎跡地活用検討懇話会」から知事への提言 (H26. 4. 2)

1 提言

主要機能候補：ホール機能、多目的広場機能、歴史・情報発信機能

【ホール機能について】

- 様々な文化活動において創造し、発表する場が少なく、県民が気軽に利用できる場の整備が必要との声がある一方、賃が高く、芸術性の高い演劇や音楽等の公演の開催が可能なホール機能が必要との声もあることを踏まえ、周辺施設との役割分担に配慮しながら、整備すべき機能について十分に検討すること

2 今後に向けての課題

- 現在、長崎市で検討されている新たな文化施設や駅周辺のMICE施設等、周辺施設との機能分担について十分配慮のうえ、都市再生中央エリアを担う場所として相応しい活用となるよう検討すること など

附帯決議が附された上で「長崎市公会堂条例を廃止する条例」が可決 (H26. 6. 25)

「県庁舎跡地活用プロジェクト会議（ワーキンググループ会議）」(H26. 7. 16)

長崎市から跡地活用に関する機能の提案

【ホール機能について】

- 1,000～1,200席の規模で、音楽、演劇に利用できる多機能ホール など

市長・市議会議長から県知事・県議会議長へ要望書を提出 (H27. 8. 4)

整備方針の早期決定と、事業進捗、長崎市提案への配慮を要望

平成 28 年 2 月定例県議会 (H28. 2. 22～3. 18)

県庁舎跡地活用にあたっての基本的な考え方が示される。

- ①「多様なイベント等により賑わいを創出する広場」
 - ②「歴史・観光情報の発信も行う交流の場や県都長崎に相応しい迎賓機能を備えた交流・おもてなし機能」
 - ③「歴史あるこの地に相応しい文化の中心となる質の高い文化芸術ホール」
- といった方向性を中心に検討したい。
- しかしながら、長崎市においても、駅西側の交流拠点施設用地の活用を含めた周辺の大規模プロジェクトが検討されていることから、その検討状況並びに市議会の審議の動向を見極めつつ、今後も県議会をはじめ関係者の意見をいただきながら、整備方針の取りまとめを進める。

市議会 各派団長会議 (H28. 3. 24)

市長から新たな文化施設建設の方向性について表明

- 県の基本的な考え方は、市が考えている「新たな文化施設」の機能や規模と類似したものであり、県と市の共同事業として実施できるのではないかと考えている。
- このことから、市としては、県との協議を継続することとした。
- 今後は、県庁舎跡地での県市共同によるホール整備が実現できるよう、県との協議を精力的に進めていきたい。

市長・市議会議長から県知事・県議会議長へ要望書を提出 (H28. 9. 5)

整備方針の平成 28 年度中の早期決定を要望

平成 29 年 2 月定例県議会 一般質問 (H29. 2. 24)

整備方針の考え方について知事答弁

- ホールについては、市が検討している交流拠点施設の動向を見極める必要がある。
- 広場と交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けて更に具体的な検討を進めることとし、ホールについては適切な時期に今後の方向性を判断してまいりたい。

平成 29 年 2 月定例市議会 代表質問 (H29. 2. 27)

新たな文化施設整備の考え方について市長答弁

- 知事答弁を受け、市としては現市庁舎跡地での整備を進めていくことを判断し、具体的な検討作業に入りたい。
- しかしながら、県庁舎跡地での文化芸術ホール整備についての、県の検討結果が得られた時点で、まだその内容検討の余地がある時期であれば、改めて県の方向性について内容を検討したい。

平成 30 年 6 月定例市議会 (H30. 6. 26)

交流拠点施設整備事業の予算可決

平成 30 年 6 月定例県議会 総務委員会 (H30. 6. 28)

ホール機能の重複の有無について理事者答弁

- 市の交流拠点施設と県庁舎跡地で検討している質の高いホールとの機能重複はない。
- 今後、市の考え方を確認した上で方向性を判断したい。

平成 30 年 11 月

県庁舎跡地活用についての県市の共通認識を確認

(2) 県庁舎跡地活用についての県市の共通認識

これまでの県市での協議において、共通認識に至った内容は次のとおり。

- 1 県庁舎跡地で広場、交流・おもてなしの空間、ホールの3つの機能を、石垣上に効果的に配置することを基本とし、交流人口の拡大や賑わいの創出につながる整備を行うこと。
- 2 広場は、イベント開催が可能な整形で一定の面積を確保すること。
- 3 交流・おもてなしの空間の諸室は分散配置やホールとの合築を含めて検討すること。
- 4 ホールは、旧県庁舎本館の跡地部分に配置すること。また、舞台と同じフロアに楽屋、リハーサル室、練習室を配置し、質が高く使いやすい1,000～1,200席の施設を整備できる面積を確保すること。
- 5 第三別館側・江戸町公園側の石垣は保存し、顕在化を図ること。その他の石垣は保存、顕在化について検討すること。
- 6 広場、交流・おもてなしの空間については、県が整備・運営し、ホールについては、市が整備・運営すること。

(3) 新たな文化施設の整備について

ア 基本的な考え方

- 優れた芸術文化に触れ、楽しむ場として、芸術性や専門性の高い公演に対応できる機能を備えた施設を整備する。
- 市民の芸術文化活動が活性化するように、発表・鑑賞の場としてだけでなく、創造、交流の場としても市民が利用しやすい施設を整備する。

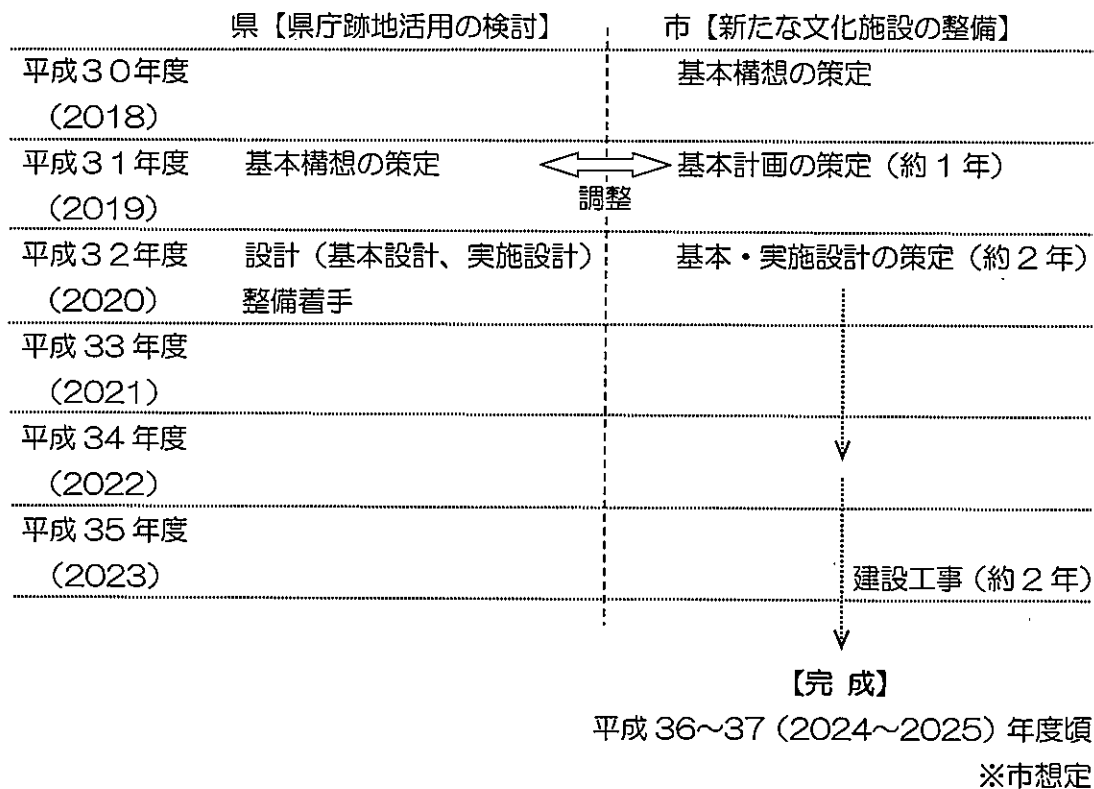
イ 整備主体

長崎市が整備・運営

ウ 整備場所

旧県庁舎本館の跡地部分

エ 今後のスケジュール（現時点での想定）



(参考資料)

○ 敷地面積及び機能



○ 地形（断面図）

